

勸進能小考

— 『わらんべ草』四十五段より —

中 司 由起子

はじめに

一 勸進能・狂言の興行日数

二 見物席の区画割り

三 楽屋の席次

おわりに

はじめに

大蔵虎明の記した『わらんべ草』は、まとまった狂言伝書としては最古のものであり、江戸時代初期の能、狂言の状況を知ることのできる資料の一つである。今回、問題とする四十五段及びその注には、江戸時代初期の勸進能についての記事がまとめられている。勸進とは元來、寺社の造営や修理費用の寄付を一般に広く集めることをいったが、のちに流行の芸能を興行して、その入場料を資金とする形に発展していく。中世には勸進田楽や勸進猿楽が盛んに行われ、江戸時代では勸進猿楽は勸進能と称して催されるようになる。寺社造営のための勸進能もあったが、「能役者が臨時に多額の収入を得るために催す入場料を要する公開の能」という意味を有する勸進能が江戸時代には多かった。このような勸進能の変遷はすでに定説となっているが、個々の勸進能がどのように興行されていたか、幕末に行われた宝生の弘化勸進能などのような資料が多く現存する勸進能を除き、その実態は明らかにされていないと言いが難い。『わらんべ草』四十五段と注は、すでに先学の研究で取り上げられている部分である。その記事と、勸進能を描いた図や番組等の資料と照らし合わせることによって、不明な点の多い勸進能の一端を明らかにするのが本稿の目的である。

基本資料となる『わらんべ草』の四十五段とその注をあげる。^②

勸進能に四日の仕やうかほりあり。いにしへは三日ありしを、中比四日になる。三日の仕やうはさだまりあり。

四日目は初日にかへる。くわしく、余の本にあり。①

右の如く也。三番叟も三日替る也。三日の舞やうあり。一日に二番の舞替あり。然るを、初日の舞替四日に舞ふなり。古は、四日めは狂言太夫、翁の役也。中比、つれ太夫舞ひし事も有。それ故四日めの翁の次第替る也。当世四日ながら、太夫、翁舞也。笛、鼓も四日の次第かはる也。②

江戸浅草にて、北七太夫勸進能せられし時、四日にてはあまり残多事也とて、松平政宗殿抑留被成、五日ありし時、五日目、二日の舞替、橋懸舞ひし也。金春七郎宗竹、金剛右京、北七太夫、江戸浅草にてせられし時、三人の芝居の縄張、我等いたし候故、芝居の指図有。観世の勸進能には、舞台上水引ひかずと、玄旨法印の仰られし。惣じ而、京にて、残三座の勸進能の札には、屋根をさせず、太夫殿と打たせず候。京の外にては、何方にても苦しからず。京にて、雪崩の翁烏帽子もならぬ由、聞及し也。③

わが代に、堺の七堂が浜にて、勸進狂言仕初候ひし也。その次第、万事別紙に記す。五日也。右にある如く、此前、江戸浅草にて、北七太夫勸進能ありし時、松平政宗殿あまり残多とて、一日抑留被成、五日ありし其例を以て、今度、北十太夫、京祇園の北にて勸進能ありしも五日也。④

勸進能に、芝居へ触事あるとも、狂言衆出べからず。今度、十太夫能にも、我等弟子衆頼まれしかど出ず。かやうの事は、立役の業にあらず。仮初の事も例になる物なれば、よく心得べし。⑤

能の作物も、つれ太夫か能の功者の役にて、狂言の役にあらず。人なきといふとも必出べからず。此前、道倫儘に申渡されし也。歌舞伎などにて、狂言の者触事云によりて、狂言を頼まれしと見へたり。河原の者とは格別

たるへし。然らば、能も河原ものに成べし。⑥

⑦ 万治二年五月に、保生太夫、京にて勸進能の時、四日めは、つれ、翁舞、千歳も狂言が舞、今春の如くなり。

同楽屋之次第

左 脇太夫\狂言太夫\拍子衆、年まし、上手次第、余は入ごみ。

大夫

右 つれ太夫\拍子衆、年まし、上手次第、余は入ごみ。⑧

金春宗竹代に、江戸浅草にての勸進能の楽屋札、予は若かりし故、親道倫より兩人隔て、札あり。其時、予、太夫殿へ断申様は、誰人の指図にて楽屋札御打候や。作法御存知なき事はあるまじきに、いかやうの子細にて如斯打申され候と、使には北七太夫、幸小左衛門兩人して申されし時、皆々寄合ひて打申候。貴殿の親父、作法の如く札あり、其方は若く候間、年よりたる衆の次にとある事にて、打たる由申されし時、尤も某若く候へ共、今度の勸進能の頭取を仕る。其上、年寄りたる者上座仕候は、地謡の内にて年寄数多あるべく候。その上狂言は太夫号あり。昔は太夫代を仕り、四日目の翁を宛て申たる事も御座候に、それは定而存知の事也。然るを若きにかこつけられ候事、面目なき事に候間、作法を破りては出仕申まじきよし申候へは、皆々寄合ひ談合有て、此御取立は、土井大炊殿なれば、下にては済むまじきとて、太夫、大炊殿へ参られ、右の趣申上られしに、大炊殿被仰候は、それは弥太郎尤の申分也。乍去、一度打たる札をうちなをし、上なる者を下にさげば、下りたる者面

目失ふべし。さあらは、皆札をまくり、入勝ちと云はゞ、むざと下座の者上る事も成まじ。それにては互の難もあるまじきとて、其如く札をまくり、我等は道倫と並び居申候。皆人存知の事なれども、其時は上手衆数多ありて、年寄なれば、今は皆々一人もなし。世隔りなば、知る人もあるまじきと書付侍る也。⑨

／＼今度保生太夫、京にて勸進能之時、大倉長太夫申候時、楽屋も別にこしらへ、渡されし也。⑩

一 勸進能・狂言の興行日数

①は、勸進能は昔、三日間だったのが最近では四日になったという内容である。③さらにこの記事に関連して、勸進能四日目の式三番において、昔は狂言が翁を舞っていたが、その後ツレ役者が担当するようになり、現在では四日も大夫が翁を担当しているという②に続いていく。④

そして③では、四日間の勸進能が五日間になった例をあげる。「江戸浅草にて、北七太夫勸進能せられし時、四日にてはあまり残多事とて、松平政宗殿抑留被成、五日ありし」と、④の「此前、江戸浅草にて、北七太夫勸進能ありし時、松平政宗殿あまり残多とて、一日抑留被成、五日ありし」は、喜多七大夫長能による寛永六年（一六二九）の江戸浅草で催された勸進能のことになる。伊達政宗によって、興行が四日間から五日間に延長されたという内容である。この勸進能の日数延長については、表章氏の論究が詳しい。⑤表氏は、「政宗の個人的希望だけで簡単に日延べできたとは考え難く、政宗が幕閣に働きかけて一日延長の許可を取りついたりした経緯も背後にはあるであろう」とされ、③と④の七大夫の記事は事実を反映したものと判断している。さらに、江戸では寛延三年（一七五〇）の観世元章の十五日の勸進能が行われるまでは、四座の大夫は四日間の興行が原則であったが、寛永の七大夫の勸進能以

後、喜多のみ五日間興行であったことを表氏は指摘している。

このように明らかに特別扱いをされ、喜多の慣例となった七大夫の勸進能の記事に続けて、虎明は④の中で「わが代に、堺の七堂が浜にて、勸進狂言仕初候ひし也。その次第、万事別紙に記す。五日也」と述べる。これは虎明が明暦元年（一六五五）に堺の七堂の浜において催した勸進狂言にあたる。この中で「別紙」とあるのは、舞台・棧敷・道具等に関することなど、様々な諸注意事項を虎明が書き留めた『明暦堺七堂狂言芝居』である。④に「五日也」とある通り、『明暦堺七堂狂言芝居』には三月二十一日・二十三日・二十五日・二十六日・二十七日、五日間（二十二・二十四日は雨天）の番組があげられている。

また、虎明は『明暦堺七堂狂言芝居』の冒頭部分に、文禄元年（一五九二）に父大藏虎清が、山城国平尾の和久の森で勸進狂言を催したことを記している。

折節たいはにをよひしをなけき、うわふきのため、くわんしん狂言を宮の前はいてんにて二日せられし時

とあることから、和久の森の明神の勸進狂言は拝殿で二日間催され、神社の修理という本来の意味の勸進であったことが知られる。それに対して、虎明の明暦の勸進狂言は

予か代にとりたてよかしと度々申されし事、耳にとまりしゆへ、今度の芝居思ひ立し也

と、記すように虎明の私的な興行であったことがわかる。二つの勸進狂言は目的が異なるが、そのことが日数の多少に関わっているのかもしれない。

さて、勸進狂言の資料の一つに『勸進能并狂言尽番組』があるが、この資料は延宝から文化までの間、大坂において催された勸進能狂言の番組を集成したものである。

この番組に所収されている最初は延宝二年（一六七四）の大蔵栄虎の勸進狂言で、五日間興行されている。以降、宝永三年（一七〇六）の鷺仁右衛門・正徳二年（一七一二）の鷺伝右衛門・元文五年（一七四〇）の鷺権之丞など、五日間の興行が続く。勸進狂言の日数が五日間から六日間に延びたのは、かなり後代となる明和二年（一七六五）の大蔵虎里の勸進狂言である。勸進狂言に関していえば、それまではすべて五日間の興行である。大坂の勸進狂言は後に六日間となるものの、江戸初期は五日間が慣例となっていたのである。⁽⁸⁾

勸進狂言の日数については、虎清の勸進狂言と明暦の虎明の勸進狂言は、先述したように性格が同じとは言えず、単純な比較は難しい。さらに明暦元年から延宝二年までの勸進狂言の記録を見いだすこともできなかったが、四日以下の興行が通常であったのを、虎明が七大夫の勸進能なみの興行期間に延ばしたのかもしれない。堺と大坂と場所は異なるが虎明の明暦勸進狂言が、大坂勸進狂言の五日間興行の先例となったと考えられるのである。

能と狂言という違いはあるものの、自らの明暦の勸進狂言を「五日也」と書き記した直後に、③で一度言及した内容を繰り返すことは、能界の実力者であった七大夫の先例を意識した結果といえる。

二 見物席の区画割り

③に「金春七郎宗竹、金剛右京、北七太夫、江戸浅草にてせられし時」とある記事は、江戸浅草において寛永年間（1624-1687）に相次いで行われた金春・喜多・金剛の勸進能を指す。これらの勸進能に寛永八年の宝生を含めて列挙すると、以下のようになる。

寛永五（一六二八）年金春重勝

寛永六（一六二九）年喜多長能

寛永七（一六三〇）年金剛頼勝

寛永八（一六三一）年宝生重友（病であった父重房の代演）

浅草という同じ場所で寛永五年から連続して勸進能が催されたのは、能の歴史上に例がない。その最初に行われた金春の勸進能の様子を表す資料に、金春信高氏蔵の勸進能図があり、拙稿で紹介させていただいた。⁹⁾この図には、舞台・楽屋・板塀といった建築物が詳細に描かれ、棧敷の一つ一つに大名の名が記されている。さらに、永井信濃守尚政・酒井讚岐守忠勝・酒井雅楽頭忠世・土井大炊頭利勝といった幕府の年寄衆（老中）が隣同士に棧敷を並べている点、幕府の御殿医である今大路道三親昌や徳川家康の側室阿茶の局の棧敷がある点などの注目すべき点が見える。拙稿では、棧敷に名前を連ねる大名衆の調査を通し、大名衆の棧敷の並びは無秩序なものではなく、実際の交友関係に基づいて並んでいることを指摘した。以上のような点からも、この図は江戸初期の勸進能を知るうえで価値ある資料といえる。

また三番目に催された金剛の勸進能にも図があり、古川久氏の論考「金剛の寛永勸進能」¹⁰⁾中には、その図が掲載されている。しかし残念なことにこの図は現在、所在不明となっており、掲載されている図の写真も不鮮明で、全貌を知るのは困難である。ただし図に記述された文字の書き込みと、ある程度の図の構図は古川氏の論文中より知ることができる。それによると、舞台は藤堂大学によって、興行場所を取り囲む板塀は堀丹後守によって建てられたこと、舞台正面先になる中央の棧敷は伊達政宗と島津家久が占めていたことなどが判明する。

二点の勸進能図からわかるのは、寛永年間の勸進能が幕府の重要人物や大名たちの臨席した盛大な催しであった

ということである。

そのような寛永年間の勸進能の内、金春・金剛・喜多の勸進能について、虎明は「芝居の縄張」をしたと③で発言している。さらに、その見取り図もあると述べる。ここでの「芝居」は棧敷席と、舞台の間の見物席のことを指し、「縄張」はその見物席を区画することを言う。

金春の勸進能図を見ると、芝居部分は何も描かれておらず空白のまま、ただ「此間二十間」という文字が、芝居部分の左右と中央部分に記入されているのみである。金春の勸進能図からは、棧敷から舞台までの広さが判明するだけである。^①

金剛の勸進能図の芝居部分には、舞台の正先から棧敷方向に延びる通路と、その通路から直角に地謡座裏の方向へ延びる通路、脇正から棧敷に延びる通路、計三本の通路が描かれている。古川氏論文では、芝居部分の広さについて「正面十七間・目附柱先の角十八間半・脇柱先の角十七間半・脇正面十三間・地裏十二間半とある」とし、「右はしばいたたみ六百帖、左はむしろ三百帖が敷かれ」とも記す。

二つの図を比較すると、金剛の方が見物席については詳しく描かれているが、金春の方が少し芝居の規模が大ききようである。虎明自身の勸進狂言の詳細を記した『明暦堺七堂狂言芝居』には、

一、しばいのうちに、花道、三筋。七八寸のふとさの竹二て、たかさ二尺の両わきかきあり。(はゞ二尺五寸)

とあり、見物席に三本の通路があることを示している。通路の延びている方向は不明であるが、大まかな区画割りは金剛の勸進能図のそれと近いといえよう。

また区割りをしたと伝える勸進能への虎明たちの出勤状況を、寛永年間の勸進能の番組を掲載した番組『江戸初期

能組控』で確認しておく。

金春の勸進能の三番三を務めているのは、初日は虎清、二日目と三日目は虎明、四日目は虎明の弟清虎である。喜多の勸進能の場合、初日は虎明、二日目と四日目は清虎、三日目は虎明の息子熊蔵、金剛の勸進能では、初日熊蔵、二日目虎明、三日目清虎、四日目は松井喜左衛門が務めている。

以上のように、すべて大藏流の役者によって三番三が演じられている。また、三番三以外の狂言の所演も大藏流の人々である。虎明が区割りをしたうちにあげていない宝生の勸進能では、鷺流が三番叟と狂言を演じている。

これによって縄張りは、出勤した勸進能においてのみ担当するといえるが、狂言方と縄張りについて触れた資料が③の他に見当たらない。前述したように金春と金剛の勸進能図にも、狂言方が芝居の縄張りを行ったことを示す直接的な記述が見えないのである。

しかしながら、狂言の役割という点から推測すると、虎明が事実を記している可能性があるのではないだろうか。⑤と⑥の内容は、見物席へのアナウンスや作り物の運搬を狂言方がするべきではないという虎明の強い主張である¹³⁾。現在では想像しにくい仕事を狂言方が担っていたことから、見物席の区画割りを行っていた可能性も考えられよう。⑤と⑥からは、雑用的な仕事を本意とする意識がうかがえるが、見物席の区割りに対しては、不満が述べられていない。区画割りは重要な役目であるという認識があったのかもしれない。

三 楽屋の席次

先ほど述べた⑤と⑥に見えるような虎明の自負心をよく示しているのが、⑧と⑨である。⑧は楽屋の席次を表しており、ワキ方の下、囃子方の上に狂言方を位置づけているのが特徴である。

寛永七年の金剛の勸進能の楽屋について、前出古川氏論では

向つて左に南面して太夫の席があり、東西に居並んだ西方は高安・弥右衛門・弥太郎・熊蔵・八右衛門・弟子衆・地謡衆、東方は春日・源右衛門・助三・左吉・清次郎・六蔵・清左衛門・喜左衛門・勘七・地謡衆となつていて、と図にある旨を記している。すなわち西側はワキ・狂言・弟子衆・地謡衆、東側はツレ・囃子・地謡衆の順で楽屋を占めていることになる。

また『隣忠秘抄』には以下のように見える。⁽¹⁴⁾

楽屋は、太夫の間、其次脇方、其次囃子、其次狂言、下にて同音の間と座敷を極むる事古法なり。然るに近代狂言師位をもち出、囃子の次になほらず、争論あるに依り、楽屋を囃子と狂言向合に札を打つ。元来はをかしの者として太夫の座敷居の外ならでは入らずとなり。

つまりシテ・ワキ・囃子・狂言・地謡という席次は古い習慣であったが、近頃では狂言師が位のことを持ち出して、囃子方の次を占めることをせず、楽屋を囃子方と向かいにするという。ここでいう「争論」が、後で取り上げる⑨の虎明の抗議を指すのか明確ではないが、争論の後は、狂言方と囃子方の楽屋を別にしたという『隣忠秘抄』の記事は、金剛の勸進能の並びとほぼ一致するのである。

⑨の記事は、虎明の主張する⑦の席次がふまえられなかった実例としてあげられており、米倉利昭氏は、虎明の狂言方としての「地位の問題だけでなく、不条理を許せない考え」の例としている。⁽¹⁵⁾

寛永の金春の勸進能の時、虎明の楽屋の札が父虎清と離れており、虎明が金春大夫に抗議した。すると、喜多七大夫と小鼓方の幸小左衛門から「虎清の札は作法のように（囃子方の上ということか）あったが、虎明は若年なので年寄りの次とした」という返答があった。それに対して虎明は、「自分は若いといっても今回の勸進能の頭取を務めており、その上年寄を上座にすることにすれば、地謡衆の中にも年寄は数多くいるではないか。さらには狂言には大夫号がある。昔は大夫の代わりに四日目の翁を演じることもあった」と反論する。勸進能への出仕拒否をもちらつかせる虎明に困った金春大夫は、取立である土井大炊頭に相談。土井大炊頭は虎明の意を認めつつも、「一度決めた札を直して上の者を下にすれば、下がった者は面目を失ってしまうであろう。それならば楽屋入りした順とすれば、下の者がむやみに上にいくこともない」という妥協案を提案したのである。

⑨の出来事を受けて、息子の長大夫が万治二年（一六五九）の宝生重友の勸進能に出勤した際には、楽屋が別であったことを⑩に付け加えている。寛永の金剛の勸進能の図に見える席次についても、⑨の虎明の態度がふまえられたのであろう。大蔵の関わった勸進能では、虎明の主張が受け入れられているようである。

この逸話からは幾つか興味深い点が指摘できるが、まず虎明と金春大夫の関係をおさえておく。この金春の勸進能の大夫であった重勝は寛永五年時点、三十三歳であった。父氏勝が早世したために、叔父金春八左衛門元照たちの指導を受けていたが、勸進能の前年、寛永四年（一六二七）には江戸新橋に屋敷を拝領している。寛永五年頃は、大夫としての地位を確立し始めた時期といえる。そして虎明は寛永五年に三十二歳で、重勝とほぼ同年齢であった。それゆえ強い抗議を行えたのかもしれない。

虎明の抗議に対して重勝が直接に弁解するのではなく、間に七大夫と幸小左右衛門が立っているのも注目できる。虎明・七大夫・小左衛門の組み合わせという点、寛永六年の七大夫による〈石橋〉上演に際して、虎明と小左衛門が間狂言の形態について論争を繰り広げたことが知られる。¹⁶⁾ 当時の能界の第一人者である七大夫と小左衛門を相手に一

歩も引かない虎明の姿勢は、⑨の記事と重なり合うところである。

そして虎明の反論の拠り所になっているのは、頭取を勤めたということと、狂言には大夫号があるということである。まず大夫号に関しては、『わらんべ草』四十六段に

奈良薪の能に太夫号を許す褒美あり。脇・つれ・狂言、三人は、太夫号。拍子の衆は、上手・名人になすと。
(以下省略)

とあり、囃子方より上位であるという虎明の主張がうかがえる。同じく『わらんべ草』の後半部には

／＼ 予三十二歳の時、金春座の頭取請取し事。親存命の内に頭取渡し、例なし。是、金春の家始めての事也。殊に金春頭取は、太夫・座中、共に同心なければ成らず。予若くして芸も偏にて其器量なしと度々辞退せしかば、頭取へ渡る面、武悪、鼻引、猿、賢徳、親より直に請取べしと、再三に及びしかば、是非なく皆々に任せ侍し。其使は、幸小左衛門、他座の人証拠にとて春日市右衛門也。扱、礼に出し時、其座に宗竹老、大蔵太夫殿、親春藤、親源右衛門、親惣右衛門などゐられ、手柄なりと各々褒美せられし也。

という記事があり、三十二歳での金春座の頭取就任は⑨の内容と一致する。⑨や右の記事での頭取は、座における狂言方の統率者という意味で、座の中でも一目置かれる地位と考えられる。「太夫・座中、共に同心なければ成らず」や「頭取へ渡る面」ということが、そのことを表しているよう。虎明は若くして頭取を務めることについて、大きな自負を持っていたことがこの記事からわかるのである。頭取への就任は狂言方だけの意だけではなく、金春座の総意が

なければならぬということがあったからこそ、金春の勸進能での席次問題は、虎明にとって許し難いものであったはずである。

この論争のさばきをつけた土井大炊頭は「御取立」とされている。寛永の金春の勸進能図には、楽屋の屋根の部分に「佐倉侍従土井大炊頭殿造被下」と楽屋建設にたずさわったことが記入されている。しかし「楽屋総賂」としては、脇坂淡路守安元の名があげられている。

一方で、寛永の宝生の勸進能では、『細川家史料』中の細川忠興の書状に「当月末二大炊殿肝煎二而宝生太夫勸進能仕候由」とあることから、竹本幹夫氏は、宝生の寛永勸進能を沙汰したのは土井大炊頭であると指摘している。¹⁷⁾

虎明のいう「御取立」が論争の決着を付けた以外に、どのような役目を果たしたのか、具体的にあげるのは難しい。しかし宝生勸進能のように、金春の勸進能でも単に楽屋建設だけにとどまらず勸進能の世話役的な働きをしたと考えられる。それが幕閣の一人として公的な働きだったのか、私的なものだったかは今後の課題としたい。

おわりに

以上、勸進能に関わる部分的な側面のみを考察してきたが、そもそも寛永の勸進能には不明な点がいくつかある。浅草という同一の場所で毎年によって催された理由や、様々な資料に見える大名衆や老中たちの関与¹⁸⁾のよう位置づけるかという問題である。寛永年間には、幕府の職制をはじめ様々な慣習が確立する時代を目前とした転換期にあり、そのような時代背景を考慮しつつ調査する必要がある。

『わらんべ草』に見える勸進能の慣習については、固定化する前の姿を伝えるものが少なくないといえる。勸進能の催される日数や楽屋の席次など、地域によって慣習が異なることもあるが、虎明から始まったと考えられる事例が確認できるのではないだろうか。

注

- (1) 『岩波講座 能・狂言』I 能楽の歴史 岩波書店 一九八七年
- (2) 『増補 国語国文学研究史大成 8 謡曲 狂言』三省堂 一九七七年(一部、表記を改め、条ごとに①から⑩までに区切った)
- (3) 京都で催される勸進能が三日間の興行から四日間へ移行していくのは、十五世紀末あたりであることが天野文雄氏によって指摘されている(『現代能楽講義 能と狂言と歴史』についての十講 大阪大学出版会 二〇〇四年)。
- (4) 天野氏は、この②の実例が宝生重友の勸進能での「つれ、翁舞」という⑦にあたるとし、慶長四年(一五九九)、聚楽の観世黒雪勸進能の四日目で実際にツレ役者が演じている例をあげて、『わらんべ草』の記事が事実であることを指摘されている(『翁猿楽研究』和泉書院 一九九五年)。他にも、⑦の万治二年の宝生の勸進能の番組は、宮本圭造氏の「洛中洛外の勸進能―元禄以前―」(『上方能楽史の研究』和泉書院 二〇〇五年)に集成されている番組の一つである、二条家文書『番所日次記』中に見える。四日間の式三番にあたる部分をあげると「初日 式三番 弥太郎弟 長太夫」「二日 三番三喜太郎」「三日 三番三 助左衛門」「四日 三番三 長十郎」となる。初日の三番三を勤めた「長太夫」は弥太郎(栄虎)の弟で虎明の息子にあたり、⑩にも見える人物である。二日目の「喜太郎」は『明暦三年能役者付』に見える宝生座の狂言方大蔵喜太郎、三日目の「助左衛門」は栄虎の弟子にあたる人物とされる。四日目の「長十郎」は、慶安二年(一六四九)の七大夫の祇園での勸進能に参加している人物と同一人物であろうか。残念ながら、四日目式三番には、長十郎の名前しかあげられていない。それ故、宝生では通常ならばシテ方が千歳を勤めるところを、四日目のみ下掛りの金春の場合のように、狂言方が千歳をも演じたどうかは確認できない。
- (5) 『喜多流の成立と展開』平凡社 一九九四年
- (6) 『日本庶民文化史料集成』四卷 狂言 三一書房 一九七五年
- (7) 『勸進能并狂言尽番組』関西大学図書館影印叢書 第一期第三卷 関西大学出版部 一九九五年
- (8) 大坂の勸進能については、天野氏が「四日↓五日↓六日と段階的に増えている」と指摘している(注(3)と同)。
- (9) 「資料『寛永五年金春大夫重勝勸進能図』『能と狂言』三号 二〇〇五年
- (10) 「金剛の寛永勸進能」古川久『金剛』一九六一年九月号
- (11) 金春の勸進能図は、虎明のいう「芝居の指図」にはあてはまらず、どのような意図でこの図が描かれたかは不明である。

彩色が施されており、棧敷や幕の掛かった楽屋など周囲の建築物の様子は詳しい。

(12) 「寛永年間の勸進能」古川久『能楽研究』第四号 一九七八年

(13) 小田幸子氏は、⑤⑥の記事から狂言方の役割、問狂言や本狂言を演じる以外の役割について、狂言方は座の中で雑用係的に捉えられ、そのような立場を不満としていたこと、さらにその不満が狂言方に頼らない後見制度の成立を促したこと、しかし虎明の意見にもかかわらず万治頃は作り物の運搬を担当していたという三点を指摘している（『能の舞台装置―作り物の歴史的考察―（下）』『能楽研究』一三号 一九八八年）。

(14) 『隣忠秘抄 外編』能楽史料第五編 わんや書店 一九三九年

(15) 『わらんべ草（狂言昔語抄）研究』米倉利昭 風間書房 一九七三年

(16) 『わらんべ草』八十九段の注に記事が見え、表章氏の(5)と「能（石橋）の歴史的研究」（『観世』一九六五年八月号）の論考がある。

(17) 「細川藩関係資料に見る江戸時代初期の能楽（上）」『能 研究と評論』17 月曜会 一九八九年

(18) (17)・「宝生座の歴史稿（十四）―近世初期の宝生座を中心に―」片桐登『宝生』一九八〇年十月号

[Summary]

A Study of *Kanjin-Noh* through Section 45 of *Waranbegusa*

NAKATSUKA Yukiko

Waranbegusa written by Okura Tora-akira, the oldest collection of various matters associated with *kyogen*, is an important document that gives information about the situations surrounding *noh* and *kyogen* of the early Edo period. Section 45 of *Waranbegusa* and its notes, the subject of this study, contains articles about *kanjin-noh* of the early Edo period. By comparing these articles and other materials such as illustrations of *kanjin-noh* and programs, this paper seeks to clarify *kanjin-noh* about which there are many things unknown.

First, the subject of the number of days during which a performance was held is considered. It is pointed out that the fact that a five-day performance became customary for *kanjin-kyogen* during the early Edo period may have been influenced by *kanjin-noh* performed by Tora-akira.

Second, it is pointed out that it was Tora-akira and the *kyogen* players that brought about the partitioning of the audience's seats that lay between the dress circle of the *kanjin-noh* theater and the *noh* stage. This is believed to be an example that shows that in the early Edo period, the *kyogen* player not only performed *kyogen* but also did odd jobs for the theatrical group.

Finally, the status of the actors in the dressing room of *kanjin-noh* is considered. It is written in *Waranbegusa* that a debate arose over Tora-akira's claim that the *kyogen* player is superior to the player in charge *hayashi*. After this debate, Tora-akira's claim was actually realized in dressing rooms of *kanjin-noh* in which Okura was involved.

The articles in *Waranbegusa* provide information about the customs associated with *kanjin-noh* before they became fixed. Although there were some differences with regard to the number of days it was performed and the order of precedence in dressing rooms depending on regions, it is possible to confirm matters that Tora-akira started. Future study of *kanjin-noh* should include investigation into differences in regions and times while keeping in mind the social picture of the time.

GEINO NO KAGAKU

Journal of the National Research Institute
for Cultural Properties, Tokyo
(Department of Performing Arts)
Number 33
2006

Publisher:
National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

芸能の科学	33
平成十八年三月二十五日	印刷
平成十八年三月三十一日	発行
編集	独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所
編集委員	『芸能の科学』編集委員会
演劇研究室長	鎌倉 恵子
音楽舞踊研究室長	高桑 いづみ
民俗芸能研究室長	宮田 繁幸
成城大学講師	星野 紘子
法政大学能楽研究所	山中 玲子
発行	独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所
〒110-8713	
東京都台東区上野公園一三―四三	
電話 〇三(三八三三)二二四一番	

© 独立行政法人文化財研究所
東京文化財研究所 2006

National Research Institute for
Cultural Properties, Tokyo